

令和7年度 第1回 学校運営協議会

令和7年4月17日(木)

- 日程説明 (於：校長室) 14:30～14:35
- 授業参観 14:35～14:55
- ※6校時 14:05～14:55

学 級	教 科	指 導 者	教 室
1年1組	数学	小林 雅樹	1年1組教室
2年1組	社会	山田 真史	2年1組教室
3年1組	国語	中村 和世	3年1組教室
1年3組	英語	塩崎 優	3組教室
2年2組	英語	來住 訓世	2組教室

(於：校長室) 15:00～16:00

開催要件確認

- 1 会長あいさつ
- 2 校長あいさつ
- 3 新規委員任命書交付
- 4 自己紹介
- 5 浜松市学校運営協議会規則確認
- 6 議長の選出
- 7 前回議事録 (R6年度自己評価) 確認
- 8 熟 議
 - (1) 本年度の学校経営構想・教育課程について
 - (2) 授業参観を通して生徒の様子
 - (3) 夢育やらまいか事業に対する意見書 (案：春野 PR 活動について)
- 9 連 絡
 - ・ 今後の予定
 - 第2回 6月26日(木) 14:30～
 - 第3回 11月25日(火) 14:30～
 - 第4回 2月17日(火) 15:00～(学校評価・CS自己評価・R8年度学校運営方針 等)
 - ・ さくら連絡網への登録について
 - ・ 部活動参観 (自由参観) 16:00～

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日
浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助

言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年度 第4回 学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和7年2月14日（金） 15時30分から16時40分まで
- 2 開催場所 春野中学校 校長室
- 3 出席委員 鈴木誠、児玉順子、市川相寿、山下尚美、正久幸廣、三浦徳志
- 4 欠席委員 森下廣隆
- 5 学 校 北野昌宏（校長）、沖田暁（教頭）、清水悦子（CSディレクター）
- 6 教育委員会 井島健蔵（教育総務課）
- 7 傍 聴 者 なし
- 8 会議録作成者 清水悦子（CSディレクター）
- 9 議長の選出
司会から、議長の選出について委員に意見を求めたところ、三浦徳志委員を推挙する旨の発言があり、全員異議なくこれを承認した。
- 10 会議記録
司会の 沖田暁 教頭から、委員総数7名のうち6名の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。
- 11 協議事項
 - (1) R6年度学校関係者評価について
 - (2) R7年度学校運営基本方針について
 - (3) 学校運営協議会 自己評価について
 - (1) R6年度学校関係者評価について
教頭から学校評価アンケート・いじめ防止等のための基本方針についての説明があり、委員からは以下の発言があった
 - タブレットを使った授業が多くなってきたと思う。学習用具の変化によって、学力が定着しているのか、自分から学んでいこうとする気持ちの向上つながっているのか伺いたい。
(児玉委員)

(校長・教頭より)

 - ・タブレットの導入だけの効果は不明だが、話し合いをスムーズに、また、効果的に行えるという点では有効である。例えば、友達と意見交換をしながら学びを深めるため、それぞれの考えを画面上で共有するなど、対話的な学びを進めていくうえで、有効かつ効果的だと考えている。

- 全家庭がタブレットを持っているのか。 (市川委員)
(校長・教頭より)
 - ・学校では一人一台ずつ貸与し使用しているが、現在持ち帰ることを検討している。これからは、それを家庭学習にも用いていくつもりである。
- (タブレットで検索すれば、すぐに答えにたどり着けてしまうので)分からないことを少しずつ紐解いていくということが少なくなっている。すぐに答えが出る安心感で、生徒の学習時間が減っているのではないかと。(市川委員)
- 自分の家庭学習の満足度は、自身の感覚によるところが大きい。親の視点とも違うだろうから、あまり問題視することではないと思う。(正久委員)
- 意欲的に取り組むことを目的とするのか、よい成績を収めることを目的とするのか、(視点をどちらに置くかは)難しいところである。(山下委員)
- 教育先進国のフィンランドでは、タブレットを辞める方向にあるようだ。上手に活用できればよいと思う。(山下委員)
- 評価をするということは、よい面もあるだろうし反対の意見もあるだろうし難しい。(児玉委員)
- いじめについては、思春期なものもあり、判断が難しいところもあると思う。しかし、それでも第三者が早く気づきたいところである。(鈴木委員)
- 被害者、加害者、どちらの子もケアが必要である。両方の子を見てもらえるとありがたいと思う。(山下委員)

(2) R7年度学校運営基本方針について

議長の指示により、校長から別紙資料に基づきグランドデザインの説明があり、委員から以下の発言があった

- 今年度に比べ、すっきりした仕上がりになっている。(鈴木委員)
- キャリア教育が土台になるというのがよい。新しいグランドデザインができてよかったと思う。(児玉委員)
- 子供たちの学びや成長のために、先生方が考えて作られているということが伝わってきた。(山下委員)
- 「地域に元気を運ぶ春中生」という文言も入れていただいた。私たちが協力していきたい。(市川委員)

(3) 学校運営協議会 自己評価について

議長の指示により、教頭から別紙資料の説明があり、委員からは以下の発言があった

- 学校に来る機会も少ないが、もう少し関わることをできればと思う。(鈴木委員)
- ブログは、受け取る側が主体となって開かないと見られない。学校から発信するのであれば、高齢者も多い地域なので、紙媒体の方がよいのではないかと。(児玉委員)

○その他、報告事項等

沖田暁 教頭から以下の報告があった。

- ・夢育やらまいかCS 加算分の報告

・今後の学校運営協議会予定

第1回 令和7年 4月17日(木) 14時30分～16時00分

第2回 令和7年 6月26日(木) 14時30分～16時00分

第3回 令和7年11月25日(火) 14時30分～16時00分

第4回 令和8年 2月17日(火) 15時00分～16時00分

○部活動参観(自由参観)

(様式1)

令和6年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(春野中)学校運営協議会長

<本年度の目標>

- 小規模校ならではの授業の工夫や特色ある学校行事についての熟議と助言。
- 学校・保護者・地域との連携を深めるための広報の充実。
- 協議会と教職員で話ができる場の設定。

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- 学校運営の基本方針について丁寧な説明があり、目標や課題等、理解することができた。また、各委員が現状を理解し、目指す子ども像について多くの意見を出し合うことができた。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

- 学校支援活動についての熟議をすすめることはできた。しかし、学校・家庭・地域の役割分担を考える中で、地域としての学校支援はまだ不十分であると感じる。
- 学校運営の基本方針に沿った活動を小規模の学校だけでやっていくのはたいへんである。そのために、もっと学校側から支援要請を運営協議会に投げかけ、熟議し、よりよい活動をしていくことを再確認した。

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

- 学校ホームページ内で、議事録や協議会の開催の報告や様子については、ブログを用いて確実に発信されている。
- 地域へ発信するのであれば、もう少し多く、紙媒体のたよりを発行したい。

<評価項目4> 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標(取組の重点)

- 積極的に情報発信を行うことで、保護者や地域との連携を深めるとともに、学校運営協議会の活動を多くの方に知ってもらう。
- 会合の場に一般の教職員も参加することで、学校運営協議会と学校とのつながりをより深める。

(様式2)

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

委員名 ()

<本年度の目標>

--

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

--

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

--

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

--

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

--

(様式2)

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

委員名 ()

<本年度の目標>

- ※ 前年度に協議会で協議した目標を記載する。
- ※ 目標が、会議体として相応しい目標となっているか、また、学校運営の基本方針に関わることを中心に据えられているか等を確認する。

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ **ア** よくできた **イ** できた **ウ** あまりできなかった **エ** できなかった
(理由)

- ※ 参考資料【熟議チェックシート】の評価項目1をもとに、振り返る。
- ※ 委員個人の評価ではなく、協議会としての視点で評価する。
- ※ 学校運営の基本方針（自校の学校教育目標や「育てたい力」等）について、協議した内容を簡潔に評価する。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ **ア** よくできた **イ** できた **ウ** あまりできなかった **エ** できなかった
(理由)

- ※ 参考資料【熟議チェックシート】の評価項目2をもとに、振り返る。
- ※ 委員個人の評価ではなく、協議会としての視点で評価する。
- ※ 成果・課題などを簡潔に記載する。方法論だけではなく、「育てたい力」や「目指す子供の姿」とのつながりをポイントにする。

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ **ア** 充分に行った **イ** 行った **ウ** あまり行わなかった **エ** 行わなかった
(理由)

- ※ 協議会での協議結果（会議録への記載内容等）について、どんな方法による情報発信を行ったか、それによってどのような効果があったのか等を振り返って記載する。
- ※ 委員個人の評価ではなく、協議会としての視点で評価する。

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

- ※ 委員個人の目標ではなく、協議会の目標を記載する。
- ※ 学校運営協議会は、会議体であるため、会議体として相応しい目標を設定する。委員が、個人としてボランティア活動に参加することは想定されるが、学校運営協議会がボランティア活動の主体となることは想定していない。
- ★ 自己評価の結果については、学校ホームページで公表する。

【参考資料】

【 熟議チェックシート 】

氏名（ ）

できている もう少し

評価項目 1			校長の説明を聞いて、分からない用語や疑問に感じたことを遠慮なく質問し、それに対して理解・納得できる回答が得られた。
			基本方針の承認にあたり、校長の説明を聞置くだけでなく、よりよい学校運営のために委員が建設的な意見を発言できた。
			委員が、学校教育目標や学校運営の基本方針についての内容を理解し、共有した。
			学校評価などの評価結果を生かした改善について確認した。
			学校運営について、委員が率直に意見を述べることができた。
評価項目 2			学校の教育目標と学校支援活動とのつながりを意識して、協議会で協議を重ねた。
			熟議の結果、学校、家庭、地域がそれぞれ実行すべきこと、役割分担が明確になった。
			これまで行われてきた学校支援活動についても、教育目標とのつながりや学校、家庭、地域の役割分担を考え、見直すことができた。
			協議会で決定し、実施した学校支援活動について、振り返りや反省を行った。

令和7年度 浜松市立春野中学校 グランドデザイン

【第4次浜松市教育総合計画】

基本理念 「描く夢や未来の実現」

・2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

・日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上

○目指すこどもの姿

・自分らしさを大切にすることも ・他者と協働し、主体的に行動できることも ・自己調整しながら、粘り強く取り組むこども

○目指す教職員の姿

・子供の自分らしさを受け止める教職員 ・愛情と情熱、規範意識を持ち続ける教職員 ・専門性と指導力を磨き続ける教職員



<校区の目指すこども像>

春野を誇りとし、夢や希望に向けて、粘り強く努力する子



【学校教育目標】

春野を誇りとし、自他とかがわり、成長する生徒の育成 ~自立と共生~

目指す生徒像

○自ら進んで学び、自己の考えを堂々と語れる生徒（自分らしさの発揮・表現力の向上）

○自他を尊重し、いじめや差別・偏見を許さない生徒（他者との共生・自己肯定感の向上）

○夢や目標をもち、将来を見通しながら、粘り強く努力を繰り返す生徒（自己調整力・忍耐力の育成）

○気持ちのよいあいさつ・言動で、清々しいかがわりができる生徒（人間関係形成・社会形成能力の育成）

確かな学力(知)

○個別最適な学び・協働的な学び

○△□◇

- ・学習習慣確立の手立て工夫（課題の与え方・声掛け・見取り）
- ・学びの自己調整の手立て工夫（自己評価シート・単元計画）
- ・話し合い活動の充実（機会保障・効果的な方法研究・ICT活用）

○指導の工夫(授業改善)

- ・教材(題材)、単元計画の工夫（学ぶ意義を感じ、探究心をくすぐる授業）
- ・ICTの効果的活用（主体的・対話的で深い学びにつなげる）

○学ぶ意欲の醸成 ○△□◇

- ・各教科での丁寧なガイダンス
- ・3年間を見通した探究・体験提案（総合的な学習・キャリア体験）
- ・キャリアカウンセリングの実施

豊かな感性(徳)

○道徳教育の充実 ○△

- ・「自他の存在を大切にする」道徳科授業の展開
- ・いじめ・差別・偏見を許さない集団づくり

○特別活動の充実 ○□

- ・学校行事、係・委員会活動の充実
- ・生徒主体で活動する場の保障

○生徒理解・相談体制の確立

- ・「かがわり」を軸とした信頼関係の構築
- ・傾聴を基本とするカウンセリング
- ・全校体制での生徒指導・支援

○地域との積極的なかがわり ○◇

- ・地域行事、ボランティア活動への積極的参加
- ・地域の人的・物的資源の積極的活用

健やかな心身(体)

○規則正しい生活の推進 △□

- ・機会を逃さない日常的、継続的な声掛け、指導（あいさつ・返事）
- ・集団生活での個々の役割と責任を果たす態度の育成（清掃・給食・係・委員会等）

○健康な身体づくり △□

- ・疾病治療の奨励、治療率の向上
- ・保健活動の充実（健康安全の日・学校保健週間等）

○命を守る教育

- ・講話・講座等の充実（命の講話・薬学講座・安全教室等）

○危機管理体制の見直し、充実

- ・避難訓練の改善
- ・安全教育の充実

生徒の元気を地域に伝える「チーム春野」…生徒と教職員

地域に元気を運び春中生…地域で活躍する生徒の姿

《キャリア教育の推進》

※キャリアパスポートの効果的な活用

※キャリアカウンセリングの充実

○かかわる力(人間関係形成・社会形成能力)

△見つめる力(自己理解・自己管理能力)

□挑戦する力(課題対応能力)

◇つなげる力(キャリアプランニング能力)

目指す
教師像

○生徒とかがわる

「かがわり」を大切にする教職員

○保護者とかがわる

○地域とかがわる

○教職員どうしかがわる

日 課 表

R7.4.1 ver.

出席 確認 連絡	8:00~ 8:15				
1校時	8:15~ 9:05				
2校時	9:15~10:05				
3校時	10:15~11:05				
4校時	11:15~12:05				
給 食	12:05~12:30				
昼休み	12:30~13:00				
5校時	13:05~13:55				
6校時	14:05~14:55				
6時間 清掃なし (月・金)		6時間 清掃あり (火・木)		5時間 (水)	
SHR	15:00~15:10	清掃	15:00~15:10	SHR	14:00~14:10
活動	15:10~15:30	SHR	15:15~15:30	活動	14:10~14:30
SB1 下校 部活動	15:35	SB1 下校 部活動	15:35	下校	14:35
【清 掃】火・木 【部活動】火・木・金			【部活動日の完全下校時刻 (SB2時刻)】 4月~9月・・・17:30 10月~3月・・・16:50		

(様式1)

令和7年4月21日

浜松市立春野中学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 渡辺 新五 様

浜松市立春野中学校運営協議会
会長 鈴木 誠

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和7年4月17日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

○春野町の人口減少と、それに伴う子どもの数の減少に伴い、生徒が大勢の前で自己表現する機会が少なくなっている。彼らの自己肯定感の醸成や内面の発達の促進、また社会への適応等を考えると、自己表現の場の担保は不可欠である。また、生徒が春野町に誇りをもち、今後もこの地に根を下ろし生きていく意識を高めることも、ふるさとの発展を考える上で重要である。学校は、この課題の解決に積極的に取り組むべきである。

⇒春野町の魅力について深く知れるよう、地域人材を招いての出前講座を開催する。

⇒学校外で学習成果等を発表する場を設定する。令和7年度は、浜松駅前にて、お茶をはじめとした春野町の特産物をPRする活動を行いたい。

令和7年度 浜松市立春野中学校 年間計画

4 月				5 月				6 月				7 月				8 月				9 月			
日	曜日	校内予定	給食	日	曜日	校内予定	給食	日	曜日	校内予定	給食	日	曜日	校内予定	給食	日	曜日	校内予定	給食	日	曜日	校内予定	給食
1	火			1	木	1年:心電図9:00-10:00、全校:内科検診13:30	○	1	日		○	1	火	課題解決診断調査 I 3年5科	○	1	金	県総体		1	月	1・2年:①②③夏友テスト、3年:身体測定	○
2	水			2	金		○	2	月	⑥生徒集会(団決め)	○	2	水	⑥生徒会長候補立会演説会・選挙	○	2	土			2	火	3年:第1回県学力調査、1・2年:課題解決診断調査 I 5科、6枚時なし	○
3	木			3	土	休日【憲法記念日】		3	火		○	3	木	3年:⑤⑥進路学習会	○	3	日	東海総体		3	水	2年:身体測定	○
4	金			4	日	休日【みどりの日】		4	水	3年:歯科検診13:00	○	4	金	健康安全の日	○	4	月	東海総体		4	木	3年:第1回県学力調査(予備日)、1年:身体測定	○
5	土			5	月	休日【こどもの日】		5	木		○	5	土	浜松地区夏季大会(卓球、野球、テニス)	○	5	火	東海総体		5	金	健康安全の日	○
6	日			6	火	休日【振替休日】		6	金	⑤⑥いのちについて考える日、健康安全の日	○	6	日	浜松地区夏季大会(卓球、野球、テニス)	○	6	水	東海総体		6	土		
7	月			7	水		○	7	土	陸上西部地区予選会	○	7	月	6枚時なし	○	7	木	東海総体		7	日		
8	火	①新任式・始業式AM、③④入学式準備、入学式PM	弁	8	木	⑥生徒総会	○	8	日	陸上西部地区予選会	○	8	火	全学年部活なし、ぶっくる	○	8	金	東海総体		8	月	⑥避難訓練	○
9	水	③④オリエンテーション、⑤中央委	○	9	金		○	9	月	6枚時なし、保健週間(~16日)	○	9	水	1・2年:定着度調査 I (音・体、技・家)、⑤生き方講演会	○	9	土	東海総体		9	火	専門委(引継)	○
10	木	②身体測定、④避難訓練、⑥対面式、尿検査一次、1年:部活見学	○	10	土		○	10	火	テスト前部活動なし	○	10	木		○	10	日	東海総体		10	水	専門委(引継予備)	○
11	金	延期【放:任命式(前期)】、健康安全の日	○	11	日		○	11	水	全学年:定着度調査 I (国・社・数・理・英)	○	11	金	⑥薬学講座	○	11	月	休日【山の日】		11	木	3年:⑤⑥生き方教室	○
12	土			12	月		○	12	木	3年:①②③④赤ちゃん体験	○	12	土	浜松地区夏季大会(卓球、野球、テニス)	○	12	火	学校閉庁日		12	金	放:部活動新人戦壮行会	○
13	日			13	火		○	13	金	3年:福祉体験	○	13	日	浜松地区夏季大会(野球、テニス)	○	13	水	学校閉庁日		13	土	陸上浜松地区新人	
14	月	④交通教室、給食後に下校	○	14	水		○	14	土		○	14	月		○	14	木	学校閉庁日		14	日	陸上浜松地区新人(予備)	
15	火	3年:全国学調(理、質問紙)、給食後に下校	○	15	木	眼科検診13:50、尿検査三次	○	15	日		○	15	火		○	15	金	学校閉庁日		15	月	休日【敬老の日】	
16	水	全学年:秋葉山登山、弁当	弁	16	金		○	16	月	教育相談①6枚時なし(~20日)、2年:歯科検診13:00	○	16	水		○	16	土			16	火	⑥専門委VI(前期最終)	○
17	木	3年:全国学調(国、数)、部活体験①	○	17	土		○	17	火	教育相談②6枚時なし、1年:歯科検診13:00、ぶっくる	○	17	木	⑥専門委V(9月)	○	17	日			17	水	任命式(後期)	○
18	金	⑥専門委員会 I (4月)、部活体験②、杉の子の日	○	18	日	第1回資源回収	○	18	水	放:中体連夏季大会壮行会	○	18	金	終業式	○	18	月			18	木	1年:校外学習、1年給食なし	○
19	土	②参観会、③SNS利用講座、④PTA総会、学級懇談会あり、部活懇談なし、給食なしで下校	×	19	月	修学旅行 I	○	19	木	教育相談③6枚時なし、学校説明会(小6、保護者)	○	19	土	陸上県総体	○	19	火			19	金	3年:⑥認知症の方への接し方講座、杉の子の日	○
20	日			20	火	修学旅行 II、杉の子の日、ぶっくる	○	20	金	教育相談④6枚時なし、杉の子の日	○	20	日	陸上県総体	○	20	水			20	土	浜松地区新人大会(野球、テニス)	
21	月	休日【代休:参観会】		21	水	修学旅行 III、1・2年:給食後、下校	○	21	土	浜松地区夏季大会(卓球、野球、テニス)	○	21	月	休日【海の日】		21	木			21	日	浜松地区新人大会(野球、テニス)	
22	火	家庭確認4時間 I、③④防災講演会、部活体験③	○	22	木	修学旅行 IV、1・2年:校外学習	○	22	日	浜松地区夏季大会(卓球、野球、テニス)	○	22	火	三者面談(PM)①	○	22	金			22	月	全学年:⑥参観会・学級懇談会	○
23	水	家庭確認4時間 II	○	23	金	3年:登校11:00	○	23	月	全学年:⑤参観会、学級懇談、6枚時なし	○	23	水	三者面談(PM)②	○	23	土			23	火	休日【秋分の日】	
24	木	家庭確認4時間 III、部活体験④、尿検査二次	○	24	土		○	24	火	1年:②③④お茶講座、3年:テスト前部活なし	○	24	木	三者面談(PM)③、県総体(野球、テニス)	○	24	日			24	水		○
25	金	家庭確認4時間 IV、部活体験⑤	○	25	日	第1回資源回収予備日	○	25	水	3年:①②定着度調査 I (技・家、音・体)	○	25	金	三者面談(PM)④、県総体(野球、テニス)	○	25	月			25	木	⑤⑥1年:生き方教室	○
26	土			26	月	耳鼻科検診14:00	○	26	木	生徒会長選挙活動 I	○	26	土	県総体、陸上浜松地区大会(野球、テニス)	○	26	火			26	金	生徒会前期終了、⑥専門委VII(10月)	○
27	日			27	火		○	27	金	生徒会長選挙活動 II	○	27	日	県総体、陸上浜松地区大会(野球、テニス)	○	27	水			27	土	浜松地区新人大会(野球、テニス)	
28	月	放:専門委員会 II (5月)	○	28	水	給食後、下校	○	28	土	浜松地区夏季大会(卓球、野球、テニス)	○	28	月	県総体(野球、テニス)	○	28	木			28	日	浜松地区新人大会(野球、テニス)	
29	火	休日【昭和の日】		29	木		○	29	日	浜松地区夏季大会(野球、テニス)	○	29	火	県総体(野球)	○	29	金	始業式、避難訓練、給食なしで下校	×	29	月	生徒会後期開始	○
30	水	放:中央委 I	○	30	金	⑥専門委 III (6月)	○	30	月	6枚時なし、⑤専門委 IV (7月)	○	30	水	県総体(野球)	○	30	土			30	火	ぶっくる	○
				31	土		○	31	木	県総体	○	31	日		○	31	日						
登校日数			13	登校日数			20	登校日数			21	登校日数			14	登校日数			1	登校日数			20
			2				0				0				0				0				0
			1				0				0				1				0				0

10月			11月			12月			1月			2月			3月								
日	曜日	校内予定	給食	日	曜日	校内予定	給食	日	曜日	校内予定	給食	日	曜日	校内予定	給食	日	曜日	校内予定	給食				
1	水	2年:職場体験、2年:弁当	○	1	土	蒼天祭、弁当	弁	1	月		○	1	日		○	1	日						
2	木	2年:職場体験、2年:弁当	○	2	日			2	火	ぶっくる	○	2	月		○	2	月		○				
3	金	放:月礼式Ⅶ(10月)、健康安全の日	○	3	月	休日【文化の日】、蒼天祭予備日1、弁当		3	水		○	3	火	私立入試①、3年:給食なしで下校11:00	○	3	火		○				
4	土	浜松地区新人大会(卓球、野球)		4	火	休日【蒼天祭代休】、蒼天祭予備日2		4	木	3年:⑥進路説明会	○	4	水	私立入試②	○	4	水	公立入試①、3年:給食なしで下校11:00	○				
5	日	浜松地区新人大会(卓球、野球)		5	水	給食後下校、すみれの日	○	5	金	健康安全の日	○	5	木	新入生説明会(保護者)	○	5	木	公立入試②、3年:給食なしで下校11:00	○				
6	月	学校公開週間(~11)	○	6	木	ぶっくる	○	6	土			6	金	健康安全の日、ぶっくる	○	6	金		○				
7	火		○	7	金	健康安全の日	○	7	日			7	土	始業式、給食なしで下校	×	7	土						
8	水	生徒総会	○	8	土			8	月	三者面談①	○	8	日	1・2年:県学力調査、3年:実力テスト、6校時なし、部活なし、私立事前入力(~13)	○	8	日						
9	木	⑤⑥2年:思春期講座	○	9	日			9	火	三者面談②、③④総合発表会	○	9	月		○	9	月	卒業満足3年、3年弁当	○				
10	金	⑥専門委Ⅶ(蒼天祭関係Ⅰ)	○	10	月			10	水	三者面談③	○	10	土			10	火	1・2年:定着度調査Ⅱ(音、保体、技・家)⑤⑥なし、給食後下校	○				
11	土	浜松地区新人大会(卓球、野球)		11	火	3年:①②定着度調査Ⅱ(体・音、技・家)	○	11	木	三者面談④	○	11	日			11	水	休日【建国記念の日】(仮)	○				
12	日	浜松地区新人大会(野球)		12	水	3年:定着度調査Ⅱ5科	○	12	金	三者面談⑤、③④芸術鑑賞	○	12	月	休日【成人の日】		12	木	全学年:定着度調査Ⅲ5科、6校時なし	○				
13	月	休日【スポーツの日】		13	木	1年・2年:参観会⑥・学級懇談会	○	13	土	救急蘇生法講座(対象:1・2年)		13	火		○	13	金	私立合格発表	○				
14	火	1年:春野PR活動(終日)、1年:弁当	○	14	金		○	14	日			14	水	私立Web出願(~22)	○	14	土						
15	水	3年:課題解決診断調査Ⅱ5科	○	15	土			15	月			15	木	1年:スキー教室	○	15	日						
16	木		○	16	日			16	火			16	金	1年:スキー教室	○	16	月		○				
17	金	杉の子の日、放:中央委Ⅱ	○	17	月		○	17	水	②③④持久走大会、弁当	弁	17	土			17	火	公立願書受付(~19日)	○				
18	土			18	火		○	18	木	持久走大会(予備日)、弁当、⑥専門委Ⅺ(1月)	弁	18	日			18	水	卒業式(AM)、修了式(PM)	弁				
19	日			19	水	1・2年:定着度調査Ⅱ5科	○	19	金	杉の子の日	○	19	月		○	19	木	私立再募集A	○				
20	月	①~④合唱指導、⑥学校保健委員会、学校保健週間(~10/25)	○	20	木	給食後に下校、子育て講演会、杉の子の日・いい声掛けデー	○	20	土			20	火	杉の子の日	○	20	金	休日【春分の日】					
21	火	ぶっくる	○	21	金	発達交流遠足	○	21	日			21	水		○	21	土						
22	水		○	22	土			22	月	終業式、弁当	弁	22	木	1・2年:課題解決診断調査Ⅱ5科	○	22	日						
23	木		○	23	日	休日【勤労感謝の日】、第2回資源回収		23	火			23	金		○	23	月	休日【天皇誕生日】	○				
24	金	⑥専門委Ⅸ(11月、蒼天祭関係Ⅱ)	○	24	月	休日【振替休日】		24	水			24	土			24	火	⑥専門委ⅩⅢ(3月)、ぶっくる	○				
25	土			25	火	ぶっくる	○	25	木			25	日			25	水	公立志願変更受付(~26日)	○				
26	日	PTA親子奉仕活動		26	水	⑤専門委Ⅹ(12月)	○	26	金			26	月	⑥専門委ⅩⅡ(2月)	○	26	木	離任式、下校10:20					
27	月	③④総練習、⑤⑥ステージリハーサル	○	27	木	3年:第2回県学力調査、2年:浜松市学力調査、6校時なし	○	27	土			27	火	1年:授業参観・懇談会、2年:立志式・懇談会、私立願書受付(~28日)	○	27	金						
28	火		○	28	金		○	28	日			28	水		○	28	土						
29	水		○	29	土			29	月	学校閉庁日		29	木		○	29	日						
30	木		○	30	日	第2回資源回収予備日		30	火	年末休業		30	金	1年:春高百人一首交流	○	30	月						
31	金	⑤⑥前日準備	○	31	水			31	木	年末休業		31	土		○	31	火						
登校日数			22	登校日数			17	登校日数			13	登校日数			16	登校日数			18	登校日数			13
			0				1				3				0				0				1
			0				0				0				1				0				0

令和7年度浜松市立春野中学校
いじめ防止基本方針

浜松市立春野中学校

浜松市立春野中学校いじめ防止基本方針 目次

第1	いじめの防止等のための基本的な考え方	3
1	いじめの定義	3
2	いじめの理解	3
3	いじめの防止等に関する基本的考え方	4
	(1)いじめの未然防止	4
	(2)いじめの早期発見	4
	(3)いじめへの対処	5
	(4)地域や家庭との連携	5
	(5)関係機関との連携	5
第2	いじめの防止等のための対策	5
1	いじめの防止等のための組織	6
	(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割	6
	(2)いじめの防止等における教職員の役割	6
2	いじめの防止等に関する取組	8
	(1)春野中学校生徒指導年間指導計画	8
	(2)いじめの未然防止	9
	(3)いじめの早期発見	10
	(4)いじめに対する措置	11
	(5)関係機関との連携	12
	(6)学校における教育相談体制の整備	12
	(7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組	12
	(8)いじめが「解消している」状態	12
	(9)「浜松市立春野中学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し	13
3	地域や家庭の役割	13
	(1)地域の役割	13
	(2)家庭の役割	13
第3	重大事態への対処	14
1	重大事態の意味	14

(1)生命心身財産重大事態	14
(2)不登校重大事態.....	14
(3)生徒や保護者からの申立て	14
2 重大事態の調査組織.....	14
3 事実関係を明確にするための調査の実施.....	14
4 調査結果の提供及び報告	15
5 その他の留意事項.....	15

学校は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条に基づき、浜松市いじめの防止等のための基本の方針を参酌し、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のように定めるものとする。

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。また、生徒の世界は社会を映す鏡とも言われます。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の問題です。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「参考条文、法第2条第1項及び第3項」

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けた生徒の立場」に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状況等を客観的に確認することも必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「校内いじめ対策委員会」という。）を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた生徒の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

2 いじめの理解

- いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうるものです。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。

- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的だったりする問題があります。
- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにすることが必要です。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめについては、全ての生徒を対象とした対応が求められます。

いじめが起きているとき、いじめを受けている生徒の心や体が傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまう生徒や、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく生徒もいます。また、いじめを行った生徒といじめを受けた生徒が入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。生徒を取り巻く大人が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう生徒を育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は地域や家庭と一体となって、生徒の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

(1)いじめの未然防止

全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇氣をもち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことに取り組みます。

- 全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの意味を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。いじめの早期発見のためには、本人の訴え、教職員の気付き・発見、周囲の生徒たちや家庭、地域からの情報の受け止めが重要です。

生徒たちがSOSを発信できるようにすること、いじめのサイン(生徒たちからのSOS)は、いじめを受けている生徒からも、いじめを行っている生徒からも出ていることを教職員が認識し、サインに気付けるようにすること、そのどちらも必要です。いじめはどの生徒にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって生徒を見守る体制を整え、生徒のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

- 生徒を取り巻く大人が、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。
- 学校は、地域、家庭と連携して、生徒を見守る。

(3)いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けた生徒への支援・いじめを行った生徒や周囲の生徒への指導計画を立てたり、体制を整備したりします。そして、いじめを確認した場合、学校は次のように対応します。

- ①直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる生徒から事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。
- ②家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。
- ③生徒の「健やかな成長」を願って支援・指導する。
- ④「校内いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。
- ⑤明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

(4)地域や家庭との連携

社会総がかりで生徒を見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進します。

- PTAや地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。
- 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を活用する。
- より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5)関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校は、教育委員会やその他の関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など）と平素から情報共有体制を構築し、適切に連携します。また、学校以外の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、生徒や保護者に周知します。

第2 いじめの防止等のための対策

いじめの防止等のため、「浜松市立春野中学校いじめ防止基本方針」に基づき、「校内いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「校内いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、対策を推進します。

また、全教職員が「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「生徒指導提要（令和4年12月文部科学省）」を理解し、「浜松市立春野中学校いじめ防止基本方針」を効果的に運用していきます。

1 いじめの防止等のための組織

(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割

○委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。

○参画する教職員等

- ・校長、教頭、(主幹教諭)、教務主任、いじめ対策コーディネーター、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任
- ・必要に応じて、専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家(警察官経験者)等を参画させる。
- ・個々のいじめの防止、早期発見・対処にあたって発達支援コーディネーター、教科担任、部活動指導に関わる職員等、関係の深い教職員を追加する。

○毎週1回定期的に開催するとともに、いじめと疑われる事案が発生した際には、随時開催する。毎回会議録を残し、会議録は5年間保存する。

○学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。

○重大事態(法第28条第1項に基づき、教育委員会が認めるもの。以下同じ)の調査を学校が行う場合は調査組織の母体とする。

(2)いじめの防止等における教職員の役割

①いじめ対策コーディネーターの設置と役割

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付けます。いじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果たし、対応を行います。

ア いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割

イ 保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割

ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割

エ 校内研修の企画・運営する役割

②教職員の役割

ア 校長：「浜松市立春野中学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講ずる。

イ 教頭：校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。

ウ 教務主任：いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。

エ 生徒指導：いじめ対策コーディネーターと連携して、いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。

オ 学年主任：学級担任からの情報を収集し、学年全体の実態を把握する。

カ 養護教諭：児童生徒の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。

キ 学級担任・教科担任・部活動指導に関わる教職員

：児童生徒の表れを注視し、気になる表れを報告する。

ク 発達支援コーディネーター：発達支援の視点から、児童生徒の気になる表れを報告したり、他の教職員の相談に乗ったりする。

ケ SC：心理に関する教育相談を担う。

コ SSW：福祉に関する教育相談を担う。

2 いじめの防止等に関する取組

(1) 春野中学校生徒指導年間指導計画

※GE：構成的グループエンカウンター CP：キャリア・パスポート

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
学年・学級	<ul style="list-style-type: none"> ○入学式 ○始業式 ○オリエンテーション ○授業開き 【学活】 ・情報モラル講座 ・1年の目標(CP) 	<ul style="list-style-type: none"> ○修学旅行 【学活】 ・人間関係作り(GE) 	<ul style="list-style-type: none"> ○生き方講演会 ○教育相談実施(全員) 【道徳】 ・生命尊重 	<ul style="list-style-type: none"> ○終業式 【学活】 ・1学期の振り返り ・夏休みの過ごし方 ○三者面談 		<ul style="list-style-type: none"> 【道徳】 ・友情・信頼 ○福祉学習 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域学習(CP) ○職場体験(CP) ○福祉学習 ○教育相談実施(希望) 	<ul style="list-style-type: none"> ○体育大会・文化発表会(CP) 【道徳】 ・思いやり 	<ul style="list-style-type: none"> ○終業式 【学活】 ・2学期の振り返り ・冬休みの過ごし方 ○三者面談 	<ul style="list-style-type: none"> ○スキー教室 ○立志式(CP) ○教育相談実施(希望) 		<ul style="list-style-type: none"> ○卒業式 ○修了式 【学活】 ・1年間の振り返り(CP) 	
生徒会	<ul style="list-style-type: none"> ○対面式 	<ul style="list-style-type: none"> ○ルール見直し ・縦割り決め 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校保健週間 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒会選挙 ○生徒集会 				<ul style="list-style-type: none"> ○学校保健週間 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒集会 ・ルール見直し ○個人面談(希望) 				
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒理解研修 ・基本方針 ・組織 ・1学期の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導研修 ・事例研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内いじめアンケート ○アンケート結果分析 ○教育相談実施(全員) 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導研修(SC) 	<ul style="list-style-type: none"> ○小中合同研修会 ・情報共有 ・方針見直し 		<ul style="list-style-type: none"> ○浜松いじめアンケート ・アンケート結果分析 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談実施(希望) 		<ul style="list-style-type: none"> ○浜松いじめアンケート ・アンケート結果分析 ○教育相談実施(希望) 			<ul style="list-style-type: none"> ・方針見直し
保護者・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○入学式 ○学校運営協議会 ・いじめ対策基本方針説明 ○情報モラル講座 ○PTA総会 ・いじめ対策基本方針説明 ・生徒指導方針説明 		<ul style="list-style-type: none"> ○参観会 ○懇談会 ○学校運営協議会 ○青少年健全育成会総会 	<ul style="list-style-type: none"> ○三者面談 			<ul style="list-style-type: none"> ○学校公開 	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年健全育成会総会 ・子育て講演会 ○学校運営協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ○三者面談 	<ul style="list-style-type: none"> ○参観会 ○懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会 		

(2)いじめの未然防止

学校教育目標「春野を誇りとし、自他とかわかり、成長する生徒～自立と共生～」の具現化を目指し、「キャリア教育の推進」を根底に「確かな学力(知)」と「豊かな感性(徳)」と「健やかな心身(体)」を教育の柱として、全ての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。

- 毎年6月を「いじめや命について考える月間」とし、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた生徒の心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている生徒や、周りで見えていたり、はやし立てたりする生徒を容認するものにほかならず、いじめを受けている生徒を孤立させ、いじめを深刻化することを十分理解する。
- 教職員の資質向上のために、事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりしていく。また、情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。
- 家庭や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関係を構築する。また、浜松市の相談窓口についても、周知徹底する。
- 「浜松市立春野中学校いじめ防止基本方針」が実効性のある方針になるように、その策定に当たっては、保護者、地域住民、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等に意見や支援を求める。
- 生徒と保護者が情報の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、情報モラル講座などの啓発活動を行う。
- 生徒たちと共に、いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。

ア 生徒がいじめの問題について自主的に考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動。	
6月	生徒会：「いじめや命について考える」月間の実施 学活：情報モラルについて考える授業の実施
12月	生徒会：生徒全員にとってよりよい学校となるためのルールの見直し
イ 生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくり。	
4月	生活オリエンテーションの実施によるルールの共通理解 学級活動において1年間のめあてを設定（キャリア・パスポート）
学期末	キャリアパスポート（CP）による振り返りと意思決定
ウ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うための道徳教育の充実	
5月	「公正・公平」をテーマにした道徳の授業と日々の生活
6月	「情報モラル」をテーマとして扱った道徳の授業の実施
9月	「友情・信頼」をテーマにした道徳の授業と体育大会の実施
11月	「思いやり」をテーマにした道徳の授業と文化発表会の実施
エ 発達障害を含む、障害のある生徒、海外から帰国した生徒や外国籍の生徒、国際結婚の保護者を持つ外国につながる生 9 性同一性障害や性的指向・性自認・性表現に係る生徒など、生徒一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援	

6.7月	多様性について学ぶ総合的な学習の実施と福祉体験
オ	集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土をつくとともに、生徒の社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動
4月	生徒会主催の対面式による仲間づくり
6月	自己の生き方について考える生き方講演会の実施
10月	進路や生き方について考える総合的な学習の実施と職場体験・地域学習
11月	縦割り活動を取り入れた「蒼天祭」の実施
1月	自己の在り方について考える総合的な学習の実施と立志式の実施

(3)いじめの早期発見

いじめはどの生徒にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって生徒を見守る体制を整え、生徒のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

○いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

○教職員は、何よりも「生徒のちょっとした変化」に気付き、生徒が何でも相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記述等を通して、日頃から生徒とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○アンケート調査は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

・定期アンケート調査：学期に1回

※臨時アンケート調査は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

・進め方について「いじめ対策コーディネーター」から説明する。

・家庭（学校）で実施する。

・回収後速やかに、教職員が記載内容を確認し、「校内いじめ対策委員会」に報告する。

・必要に応じて、速やかに個別面談を実施する。

※アンケートの記載内容や対応について校長が確認する。

ウ 保存

・記入の有無に関わらず、5年間保存する。

○個人面談は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

・定期個人面談：1学期末は全員実施する。

2学期末及び年度末は生徒の希望及びアンケート結果等必要に応じて実施する。

※臨時の個人面談は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

・教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報

告する。

ウ 記録の保存

・教職員が得た情報を5年間保存する。

- アンケート調査や個人面談において、生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、生徒からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。
- 「校内いじめ対策委員会」を定期的に開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。
- 教育委員会と連携して、生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。
- 法的観点から正しい認識と理解を深めるために、スクールロイヤー制度を活用する。

(4)いじめに対する措置

教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保した上で、次のように対応します。

- 教職員がいじめを発見し、又は生徒や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに、「校内いじめ対策委員会」に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 教職員がいじめの相談を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、直ちに教育相談や事実確認を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。
- 教職員は、いじめに係る情報について、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を適切に記録する。
- 「校内いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた生徒、いじめを知らせてきた生徒を徹底して守り通す。
- いじめが確認された場合は、いじめを受けた生徒には、安心できる場を確保し、いじめを行った生徒には、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「校内いじめ対策委員会」が中心となって、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒とその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合っ て見届ける。いじめを行った生徒に対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- 犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。
- 校長及び教職員は、生徒がいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるときは、生徒に対して訓告や叱責等を加えることができる。
- インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて教育委員会や関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。
- いじめ行為として認知した事案等について、「いじめ認知報告書」で教育委員会に報告する。

(5) 関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、対応します。

- 「校内いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等の参加について協力を求める。
- 「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報を所定の様式に記載し、**事案の認知毎**及び月に1回、教育委員会に送付する。
- 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。
- いじめに関する相談を受け付ける機関として、教育総合支援センターや家庭児童相談室（教育相談員）、いじめ相談専用ダイヤル等を生徒や保護者に紹介する。

(6) 学校における教育相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家（スクールカウンセラー等）の活用等、生徒、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。家庭や地域等とも連携しながら、いじめを受けた生徒やいじめについて報告した生徒の気持ちを最優先に受け止め、生徒の気持ちに寄り添って、いじめの相談を行います。

- 生徒が安心してSOSを発信できるように、生徒を取り巻く大人たちには、いつでもどこでもSOSを受け止めるようにする。
- いじめを受けた生徒とその保護者に対しては、いじめによって傷ついた心や体の回復と安心な学校生活を送ることを支援し、継続的に見届ける。
- いじめを行った生徒とその保護者に対しては、本人の人格の成長を旨として、指導や助言を行い、継続的に見届ける。

(7) 教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、校内研修を進めます。

- 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」「浜松市立春野中学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応の手引き」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について理解を深める。
- 教育委員会主催の生徒指導研修等の内容について、校内でも周知を図る。
- 定期的なアンケート等に記載された内容や生徒や保護者からの相談について、複数で確認し、対応を協議したり進捗状況を共有したりする。
- 事例研究等いじめに関する研修を行い、未然防止、早期発見・早期対応の視点から成果と課題を明らかにし、取組の改善点について話し合う。
- いじめを行った生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針について学ぶ。

(8) いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ①いじめに係る行為が止んでいること（3か月を目安とする）
- ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(9)「浜松市立春野中学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

- 「浜松市立春野中学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。
- 入学時や各年度の開始時に、「浜松市立春野中学校いじめ防止基本方針」について、生徒、保護者、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)等に説明する。
- より実効性の高い取組を実施するために、「浜松市立春野中学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。
- 「浜松市立春野中学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

3 地域や家庭の役割

(1)地域の役割

いじめの未然防止の対応や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進します。

- 地域の人たちが、地域で育つ生徒に積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるように、学校の情報を適切に発信する。
- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにする。PTAや学校運営協議会(コミュニティ・スクール)、地域の関係団体との連携の促進や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、家庭・学校と組織的に連携・協働できるような体制を構築する。

(2)家庭の役割

生徒が社会の一員として自立してくためには、家庭での教育が重要な意味を持ちます。いじめ防止対策推進法には、保護者の責務が示されています。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」(いじめ防止対策推進法第9条第1項)

また、生徒にとって家庭は、ありのままの自分を出することができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

- 「ルールやマナーを守ること」を生徒に教える。
- 生徒からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
- 生徒との触れ合いや対話を大切にする。生徒のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と生徒が安心感や信頼感で満たされるように努める。
- 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした生徒のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
- インターネット上のトラブルについては、学校以外の場で起き、学校では把握できない場合が多い。生徒に携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持って生徒の使い方や様子に注意を払う。
- 生徒がいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。
 - ア 生徒に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - イ 生徒のいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行った生徒の健全な人格の発達を考える。
 - ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った生徒が、学校等で心理的な孤立感・疎

外感を受けていないか配慮する。

第3 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合、学校は、事案について直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」（令和7年4月改定）及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省令和6年8月改訂版）」により適切に対応します。

1 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合をいいます。

(1) 生命心身財産重大事態

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

- ア 生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

(2) 不登校重大事態

いじめにより、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安である30日には達していなくても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

(3) 生徒や保護者からの申立て

生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合、教育委員会に報告し、法第23条第2項の規定に基づき、校内いじめ対策委員会にて必要な調査を行い、いじめの有無を確認したうえで、教育委員会と対応について協議する。

2 重大事態の調査組織

教育委員会が、事案の調査を行う主体を学校と判断し、学校が主体となって調査を行う場合の組織は、次のとおりとします。

- 学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に第三者を加える。
- 教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて、専門家チームの助言や支援を求める。

なお、生徒の命にかかわる重大事態が発生した場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時に行っていきます。

3 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

4 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明します。情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。調査結果について、学校は教育委員会に報告します。

5 その他の留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がることがあります。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわった生徒だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかつたために心身の苦痛を感じてしまう生徒や保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意します。

令和7年3月改訂